

令和7年11月定例会 12月12日（金）6番

大阪維新の会大阪府議会議員団 岩木 均 議員



大阪維新の会、大阪府議会議員団の 岩木均 です。

通告に従い、順次質問させて頂きます。

1. 難波宮跡の整備について

まず、難波宮跡公園についてお伺いします。

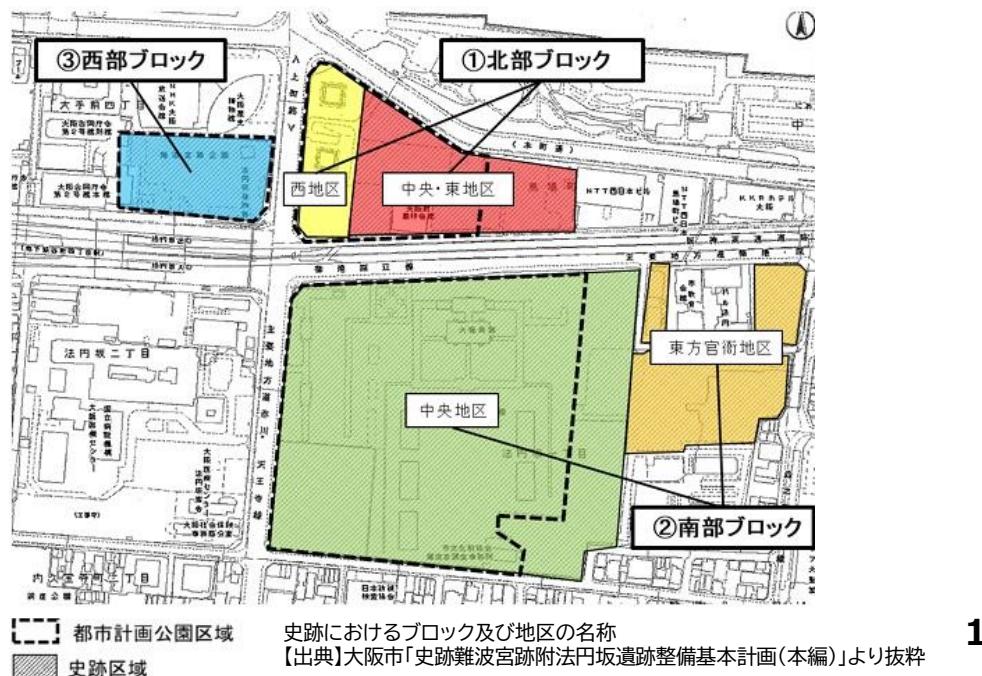
難波宮は、古事記・日本書紀等に登場します。難波宮から「日本」という国号、「天皇」という称号の使用が始まったとする説

もあります。

難波宮跡は、日本で最初の本格的な宮殿であり、古代国家の形成過程を知る上で重要な遺跡です。その文化財的な価値は極めて高く、国史跡に指定されています。

私は、難波宮跡は、大阪府と大阪市が共同で、2050 年の難波宮遷都 1400 年に向けて史跡の保存と活用を図り、未来へと継承するために整備するものと認識しています。

難波宮跡の史跡指定地は、東西方向の阪神高速道路・中央大通と南北方向の上町筋により、北部、南部、西部の3つのブロックに分離されています。



史跡を含む難波宮跡公園は、大阪市が主体となって、令和3年度策定の史跡整備基本計画に基づき、文化財の保存・活用に資す

る取組を進めています。



2

本年、令和7年3月には、後期難波宮内裏正殿の復元をはじめとする遺構表示がされました。



後期難波宮CG
【出典】大阪市教育委員会提供

3

また、「北部ブロック」にて、Park-PFI 事業を活用して賑わ

いを創出する「みんなのにわ nanoniwa」がオープンしました。



4

これに加え「南部ブロック」の再整備が進めば、さらなる来訪者
者の増加につながると期待されますが、「南部ブロック」を含め
た史跡公園としての利用状況とともに、発掘調査や今後の整備
計画策定の進捗状況について、教育長に伺います。

(教育長答弁)

○ 難波宮跡公園につきましては、「北部ブロック」の開園後、公園事業者が大阪市と連携して、「南部ブロック」エリアも活用しながら、遺跡のガイドツアーなど、遺跡の価値理解の促進につながる様々なイベントを実施していると伺っています。

また、「北部ブロック」の開園に合わせ、「南部ブロック」でも、市において、デザインを統一した解説板を、大極殿基壇等の各遺構だけでなく史跡全体に設置しています。

加えて、公園事業者において、ARを用い各遺構の当時の様子を再現するとともに、スタンプラリーをしながら両ブロックを周遊してもらえるような工夫にも取り

組んでいると伺っています。

○ 史跡内の発掘調査については、令和6年度から市が主体となって、「南部ブロック」内の、当時の役所跡である東方官衙地区の調査を開始しており、今後、数年をかけて調査がなされる予定です。

市と府により策定した整備基本計画では、「南部ブロック」の再整備を中心・長期的な計画として位置づけており、市では、今回の調査成果を、今後の整備に反映していくとのことです。

○ 府教育庁といたしましては、今後とも本史跡公園において、文化財の保存と活用や発掘調査が適切に行われるよう、引き続き支援してまいります。

私は、この場所に宮が在ったということが、今のままで観光客に伝わらないと思っています。大阪に都があったこと、文化財価値や魅力を打ち出し、国内外にアピールしていく必要があります。

特に、「南部ブロック」は1年間を通して催事等を行う数日しか利用されていない現状があり、賑わい創出について、改めて府市共同で取り組んでいくべきだと思います。たとえば、「南部ブロック」で、抹茶や梅干し、わらび餅、おにぎり、味噌汁等、日本固有の個性的で特色あるグルメ店舗を勢ぞろいさせて、女性や若者などが集う一大観光スポットにしてはどうでしょうか。



南部ブロック整備状況
【出典】大阪市教育委員会提供

5

また、多くの観光客で賑わう大阪城公園から、南にある難波宮へいかに足を運んでもらうか。たとえば、中央大通りをスムーズに越えられるような歩道橋の設置など、導線を考えることも重要だと思います。

さらに、中長期的には、難波宮全体を大規模改造して復元できれば、魅力ある観光資源となるかと思いますので、こちらも提案させていただきます。

最後に、今回、「nanoniwa」が整備されたことを受け、半年間の入場者数や、「南部ブロック」におけるキッチンカー・露店の出店についての質疑を提案しましたが、府では現時点で回答が難しいとのことでした。取組は府市一体で進めていただくことが重要と考えますので、この点、くれぐれも要望し、次の質問にうつります。

2. 大阪のグリーンパワーについて

① 大阪のグリーンパワーについて①

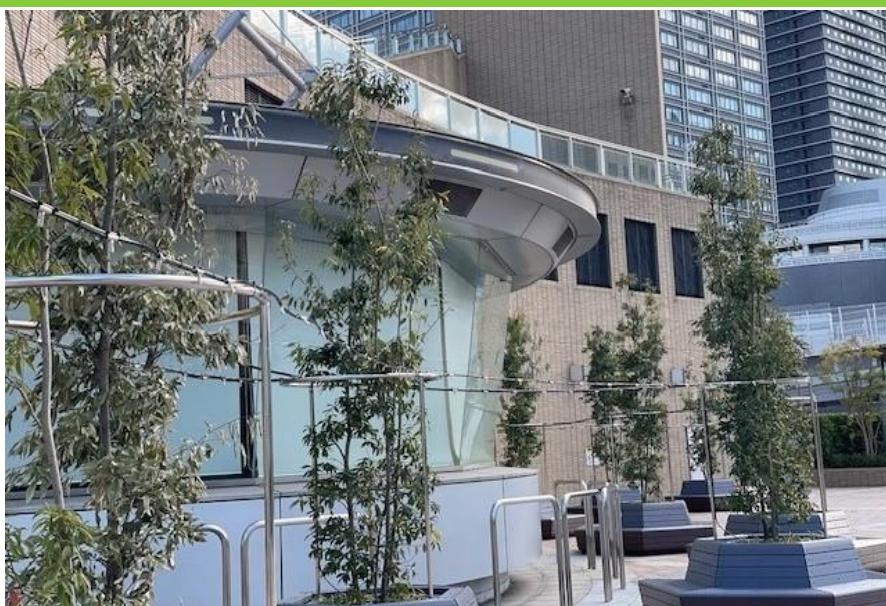
今年の夏の暑さは、これまでにも増して尋常ではなく、府内の猛暑日が 45 日と観測史上最多を更新し、府内の熱中症による救急搬送も過去最も多い 7,618 人となっており、猛暑による府民の健康被害リスクは益々高まるばかりです。

大阪府内では、令和6年度の職場における熱中症による休業4日以上となっている方が 94 人で、前年より 40 人の増加となっており、更には、そのうち9人がお亡くなりになられているという深刻な状況です。

このような、まさに災害級と言える猛暑から、府民の命を守るために、そのリスクを軽減する取組を続けていくことが重要であると考えています。

府の猛暑対策事業は万博までの2年間に集中して実施することとなっていますが、現在の猛暑の状況を考えると、私は事業を継続するべきだと考えます。

令和6年度 都市緑化を活用した猛暑対策事業



なんばHATCH

6

令和6年度 都市緑化を活用した猛暑対策事業



大阪駅三角広場

7

そこで、事業の継続について環境農林水産部長の認識を伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- これまで大阪府森林環境税を活用し、府内の暑熱環境改善を進めてきており、令和2年度から5年度に駅前広場やバス停 135箇所において、令和6年度から7年

度には、国内外から来阪される方々が多く集まる大阪駅前広場や大阪国際空港など
5カ所において事業を実施し、その全てで暑熱改善効果が確認できた。

- 夏の暑さは益々深刻さを増しており、今後も、府民をはじめ来阪者の安全・安心対策として暑熱環境改善に取り組むことについて、大変重要な課題と認識。
- 来年度以降について、府民の安全・安心対策として、大阪府森林環境税を財源として実施していることを念頭におきつつ、事業の効果や緊急性を踏まえて、幅広い観点から検討をしていく。

② 大阪のグリーンパワーについて②

府の認識は分かりました。是非とも前向きに検討願います。
緑化には、猛暑対策だけでなく、様々な効果が期待できます。
みどりによりつくりだされる快適な環境と良好な景観によつて、都市の品格を向上させ、人と人を結びつけ、地域コミュニティを強めることにつながります。その様なみどりが、人、物、資金を呼び込み、大阪の経済成長につながっていくといった効果も期待できます。それが「グリーンパワー」だと私は考えています。

本年 10 月の環境産業労働常任委員会にて、新たなみどりの計画の検討状況について伺い、既存のみどりの保全や、新たな創出に加え、みどりの持つ多面的な効果を更に発揮させるため、質の向上を図っていくとの答弁をいただきました。その後、大阪府環境審議会から今後のみどりの大坂推進計画のあり方について答申を受け、今年度中に新たな計画を策定予定と聞いています。

みどりの質の向上を図るため、新たな計画においてどのような方向で取組を進めるのか、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 先日 12月1日に大阪府環境審議会から、新たなみどりの大阪推進計画についての答申をいただいた。

答申においては、「人と自然が共生し、Well-being が実感できる国際都市・大阪」をめざすべき将来像に掲げ、みどりの量の維持・増進をめざすとともに、質の向上に着目したみどりづくりを推進していくこととしている。

- 具体的には、施策推進の 3 つの方向性として、まず 1 つ目に、グラングリーン大阪で示された、みどりの持つ様々な効果や、万博の大屋根リングで採用された屋上緑化やセルビア館での壁面緑化など先端技術の活用を通じて都市の魅力を高め、成長に貢献すること。

2つ目に、例えば、公園や道路などにおける雨水浸透・貯留機能に着目した緑地整備など、いわゆるグリーンインフラをまちづくりに積極的に取り入れることにより、安全・安心な地域を形成すること。

そして3つ目に、都市部での豊かな生態系を確保するみどり空間の創出や森林、農空間の維持、保全など、ネイチャーポジティブを先導することを掲げている。

これらの方向性のもと、民・産・学・官の各主体が役割分担や連携を図りながら、取組を推進してまいります。

大阪をより快適で魅力ある都市にするためには、「みどり」が持つ力「グリーンパワー」が不可欠であると考え、常日頃からこの言葉をキーワードに質問を行ってきました。

豊かなみどりある快適な環境に人が集い、店や家が建ち、大阪の魅力、都市格が向上していく。この好循環こそが「グリーンパワー」の重要な視点だと考えます。

大阪が世界上位の魅力ある都市になれるよう期待して次の質

間にうつります。

3. 特殊詐欺被害の対策について

① 改正大阪府安全なまちづくり条例施行後の取組等について

次に、特殊詐欺被害の現状と防止に向けた取組について伺います。

増加する特殊詐欺等の被害から府民を守るため、本年3月、大阪府安全なまちづくり条例が改正されました。

この改正条例は、特殊詐欺等の抑止対策として、全国に先駆けた非常に効果的な内容であることから、府民や事業者等に対する周知等を徹底し、より実効性のあるものとすることが重要であると考えています。

そこで、改正大阪府安全なまちづくり条例施行後の特殊詐欺等の現状と、改正された条例の実効性を確保する取組について、お伺いします。

(警察本部長答弁)

○ 府下における本年10月末現在の特殊詐欺の認知件数は、速報値で2,774件、被害金額は約102億円で、前年同期に比べ、認知件数は584件、被害金額は約56億円増加しております。

○ また、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は、速報値で1,203件、被害金額は約149億円で、前年同期に比べ、認知件数は360件、被害金額は約48

億円増加しております。

- 改正大阪府安全なまちづくり条例の施行後も、特殊詐欺全体の認知件数は減少していないものの、高齢者が被害の多くを占める還付金詐欺につきましては、同条例が公布された本年3月以降、右肩下がりに減少しており、10月末現在においては、前年同期に比べ、認知件数が約4割減少するなど、同条例による一定の効果が表れていると考えております。
- この改正条例における被害防止対策は、府民や事業者に対して義務を課す一歩踏み込んだ内容となっていることから、大阪府警察では、より実効性を高めるため、キャンペーンや各種広報媒体を活用した周知活動、金融機関やコンビニエンスストアへの働き掛けなどを実施してまいりました。
- 具体的には、8月1日の改正条例施行日当日に、大阪府知事や協力団体、企業等とともに大規模なキャンペーンを開催し、また、「ATMでの振込上限額の設定」に関する条項が施行された10月1日に合わせて、著名人を招いたキャンペーンを開催するなどして、多くの府民の方に改正内容について周知しました。
- また、各種広報媒体を活用した周知活動につきましては、テレビ・ラジオへの出演や、特殊詐欺のみならず、防犯全般について実演を交えて分かりやすく指導を行う「生活安全指導班」が作成した広報動画をSNSで配信するなどしました。
- このほか、金融機関やコンビニエンスストアに対しては、店舗に直接赴いて改正内容等を周知したり、事業者が集まる会議等での働き掛けに加えて、携帯電話を使用しながらATMを利用する顧客やプリペイド型電子マネーの購入者を想定した声掛け訓練を実施するなどしました。
- 引き続き、改正条例の実効性を確保するための取組を行うとともに、増加しているニセ警察詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺への対策も推進してまいります。

② 特殊詐欺被害の防止に向けた周知啓発

本年3月の条例公布以降、府は、警察や市町村、事業者等と連携し、集中的に周知啓発を行っており、梅田アトリウム広場のイベントでは、知事が自ら先頭に立って条例を周知するとともに、私の地元である平野区の大坂シティ信用金庫でも、大阪・関西万博に展示されていたロボットを活用し、特殊詐欺の注意喚起を行ったと聞いています。



8



9

8月には「携帯電話で通話しながら ATM の操作禁止」などが、10月からは「ATM 振込限度額の引き下げ」が施行され、先ほどの警察本部長からの御答弁にもあったとおり、特殊詐欺の中でも、全国ワースト1で、特に高齢者の被害が多かった「還付金詐欺」については、10月末時点で前年比約4割減少する等、この間の条例改正や周知の取組は、一定の効果があったと評価しています。

特殊詐欺被害の防止に向けては、引き続き、条例の認知度向上を図るとともに、昨今急増している「ニセ警察詐欺」等、特殊詐欺の手口に応じた注意喚起や啓発が重要になるとを考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、危機管理監に伺います。

(危機管理監答弁)

- 特殊詐欺被害を防止するため、本年3月に「安全なまちづくり条例」を改正し、対策強化を義務化するとともに、実効性を確保するため、大阪府安全なまちづく

り大使である「西川きよし氏」のご協力のもと YouTube 広告動画や府政だよりなど、様々な広報媒体を活用した集中的な周知活動を行ってきたところ。

- 8月の条例施行後、65 歳以上を対象に「おおさかQネット」で調査を実施したところ、「携帯電話で通話しながら ATM の操作禁止」については、6割以上に認知いただいた結果となった。
- 一方で、被害は減少しているものの、今なお「還付金詐欺」が発生していることや、新たに、若い世代にも「ニセ警察詐欺」被害が急増しており、変化していく犯行の手口に対応しながら、継続的に周知啓発に取り組むことが重要だと認識。
- このため、警察や市町村、事業者等と連携し、ホームページや SNS、市町村広報誌、キャンペーン等において、幅広い世代に対し、条例の周知に加え、警察が作成した「ニセ警察詐欺」の動画を活用するなど、工夫をしながら被害の多い最新の手口や注意喚起をタイムリーかつ機動的に行っているところ。
- 引き続き、関係機関と連携し、今後も、迅速かつ効果的な周知啓発を行うことで特殊詐欺被害を防止できるよう取り組んでいく。

今から3年前、私の地元で、はつらつとした性格の女性が、数百万円の詐欺被害にあいました。それ以降、外に出ることも少なくなり、騙された自分を責め、憔悴し、現在も体調を崩されています。その方の「私のような被害者を出さないようお願いします」という言葉が深く心に残っております。

大阪府警では、昨年、新たなチームを立ち上げ、組織を挙げて特殊詐欺に対応していただいている。今後とも被疑者の追跡や検挙、犯行拠点の摘発などに取り組んでいただきますようお

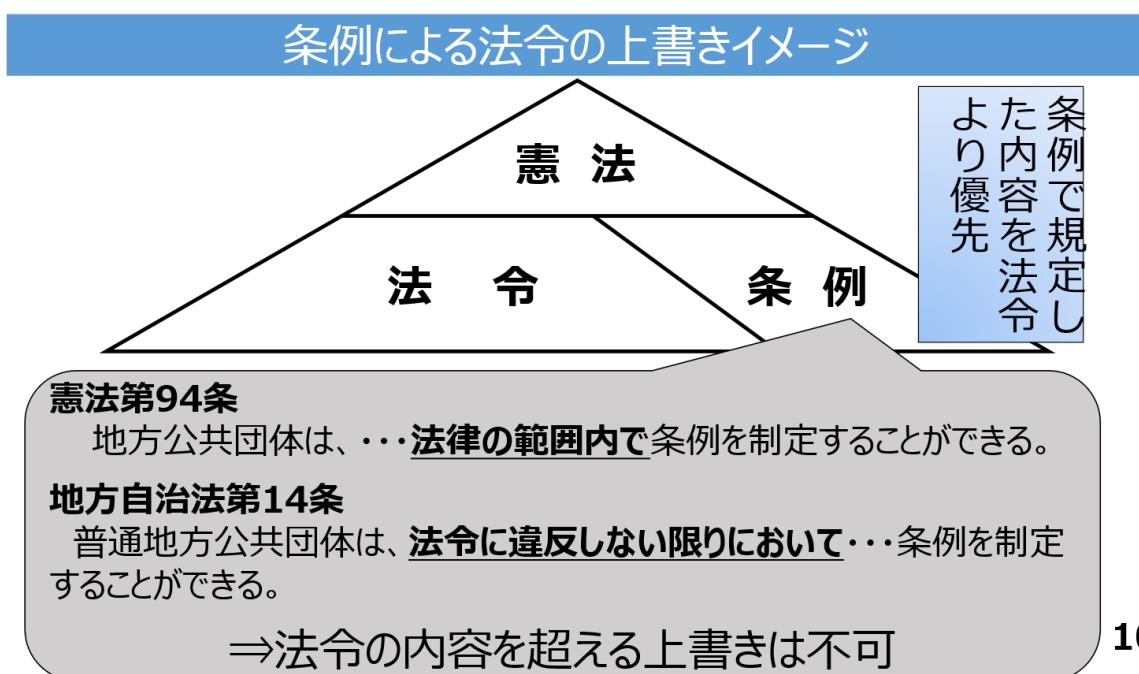
願い申し上げ、次の質問にうつります。

4. 条例の上書き権等の条例の有効活用について

① 条例による独自の規制等について

最後に、条例の有効活用について伺います。

「条例による上書き権」という考え方があります。これは、条例が法令の規定と異なる規定を定めた場合に、当該条例の規定が優先して適用されるのですが、憲法や地方自治法の規定により、法令の内容を超える上書きはできないこととされています。



「条例による上書き権」に関する議論については、地方分権の議論が非常に盛んであった平成 20 年前後には府議会で取り上げられたこともあったようですが、近年ではあまりされていないと記憶しております。

先ほど取り上げた安全なまちづくり条例は、全国に先駆けて大阪府独自の規制を行った事例ですが、この条例のように、地域の実情に合致した条例を定めることは大変重要なことだと考えます。法令が定める一律の基準は、必ずしも府の実情に合っていないものもあり、そもそも地方分権という観点からは、本来は自治体が地域の実情に応じて自由に決めるべきものであります。

例えば、保育所の確保において課題となるような事項、設備や人材の確保については、大阪府と他の都道府県との間では事情も異なります。府に特有の課題に対応するためには、法令の一律の基準によるのではなく、府で独自の基準を定めていくことも考えていく必要があるのではないでしょうか。

地方分権に関するこれまでの議論においては、法令の内容を超えて条例により上書きを行う、いわゆる「条例による上書き権」については、憲法や地方自治法の規定により認められていないと理解していますが、条例による上書き以外の方法により、地域の実情に応じた条例を定めていくことはできないか、総務部長に伺います。

(総務部長答弁)

- 地域の実情に応じた条例を定めていく手法としては、法令に違反しない限りにおいて、条例で法令より厳しい規制を設ける、いわゆる上乗せ条例や、地方公共団体独自の条例を制定する手法がある。

- また、法令の基準をもとに条例で基準を定める場合であっても、十分に参照しな

ければならない基準である参酌基準については、当該基準を十分参考した上で、地域の実情に応じて条例で法令とは異なる内容を定めることも可能となっている。

② 条例の活用状況について

法令に違反しない限りにおいて地域の実情に応じて独自の規定を条例で定めることは可能とのことです。

府内市町村においても、独自の内容を定めた条例として、路上喫煙を禁止する条例や、空き家の適正な管理に関する条例などがあると承知しています。府においてはもちろんありますが、我々議員としても市町村議会と連携し、条例の重要性について認識を共有していきたいと考えています。

そこで、府における条例の活用についてどのように考えるか、総務部長に伺います。

(総務部長答弁)

- これまでも、府独自の条例や法令とは異なる基準を設ける条例を活用し、府が抱える行政課題への対応や新たな施策の推進をしてきたところ。
- 府において独自の規定を定めた条例の具体的な実例としては、先ほど御指摘のあった「安全なまちづくり条例」のほか、府民の健康増進を目的とした「受動喫煙防止条例」などがある。
- また、参酌基準について、省令と異なる基準を定めたものとしては、特別養護老人ホームの建物の耐火基準を省令よりも厳しくしたものなどがある。
- 今後も、条例の制定・改正に当たっては、地域の実情についても十分に反映するなど、府の施策が適切に、かつ、円滑に推進されるよう、関係部局と調整していく。

③ 条例の活用について

府において、独自の条例の活用が図られているとのことでありますが、副首都構想、さらには将来的な道州制といった動きがある中、地方分権の観点から条例の重要性はますます高まっていると認識しています。今後、施策推進に当たり条例を積極的に活用すべきと考えますが、その点を改めて知事に伺います。

(知事答弁)

- 条例は、地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法であり、その制定権は、憲法で保障された、地方自治の根幹をなす重要な権能である。
- 施策の立案・推進に当たり、これまでも条例を活用してきたところであるが、条例制定権の意義を踏まえ、その活用を図っていくことが、地方自治の本旨に沿うものと考えている。
- 今後も、施策の立案・推進に当たっては、必要に応じ、条例制定権を活用していく。



いわゆる「地方分権一括法」が施行された2000年、同時期に平成の大合併があり、自治体数が約3,300から約1,700へと早急に減少し、地方議員数も半減したと記憶しています。

目的は、自治体の行財政基盤の強化と地方分権の推進であります。当時は、中央集権国家から地方分権、地域主権の流れをつくることに主眼が置かれ、国会、地方議会をはじめ、テレビ、新聞も連日、報道が過熱していたように思われます。

中央一極集中ではなく、自治行政権、自治財政権、自治立法権が確立していくことが重要であり、その果てには多極分散型道州制があると私自身は考えていました。

しかしながら、あれから15年ほどが経ちましたが、全国的に地方分権の声が少なくなったように感じます。大阪府議会では、鈴木憲委員長のもと、「基礎自治体の機能強化に関する調

査特別委員会」を設置し、活発な議論が行われています。地方分権、地域主権がこの大阪で進むことを大いに期待しています。

今回、条例の上書き権等を取り上げることで、多くの皆さまが問題意識の一つとしてとらえていただき、大阪府議会、府内の自治体をはじめ、全国に波及して、国を動かす世論喚起の一助となることを夢見て私の質問を終えます。

ありがとうございました。

